

新環境パフォーマンス指標（EPI）の骨子案

マネジメント・パフォーマンス指標（MPI）

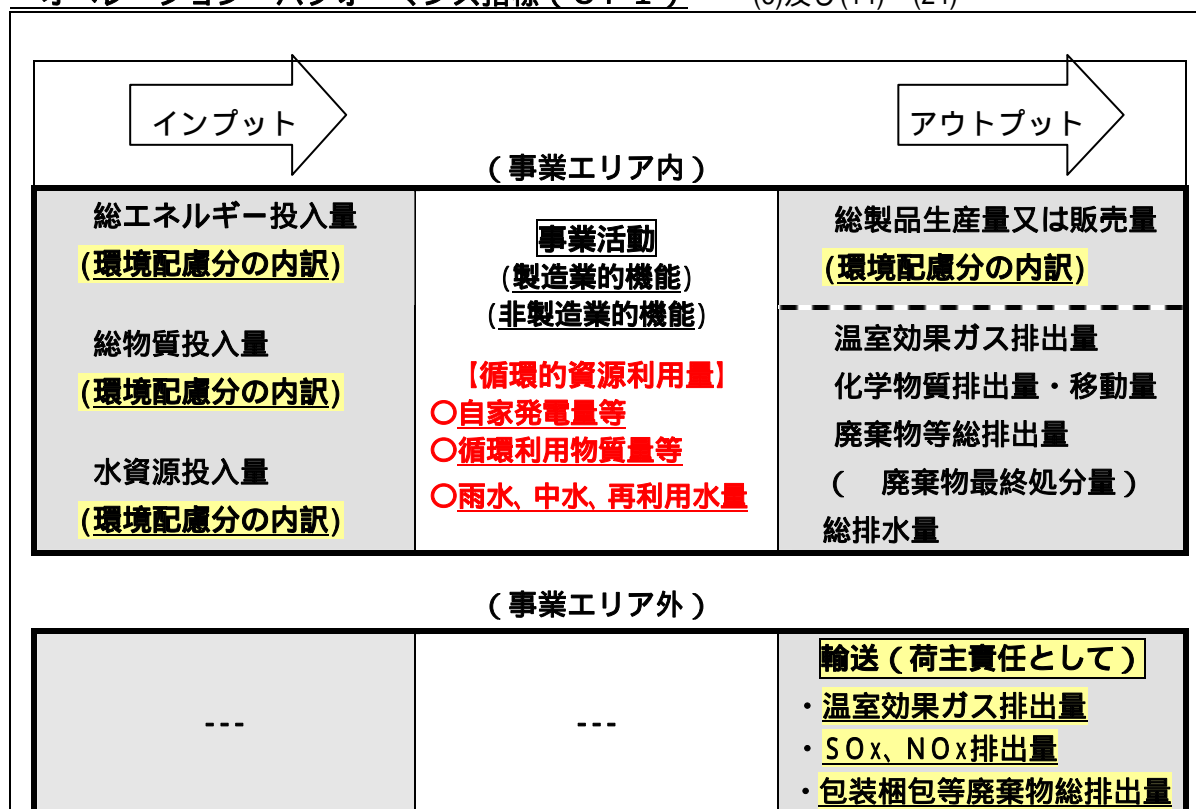
（下線は新規を示す）

報告範囲と全体カバー率 ：新規	環境の研究開発、DfE (10)
EMSの概要 (4)(8)	輸送における環境負荷の低減 (22)
環境の規制遵守 (12)	環境負荷低減の達成度 (5)
環境会計情報 (7)	生物多様性への対応 ：新規
環境配慮の金融情報 ：新規	環境コミュニケーション (11)
サプライチェーン・マネジメント (9)	環境の社会貢献活動 (13)
グリーン購入・調達 (23)	その他（ 環境配慮の無形サービス等 ）

（注） の後の数字は現行ERガイドラインの25項目番号。ただし、基礎的項目(1)～(3)は除外。

オペレーション・パフォーマンス指標（OPI）

(6)及び(14)～(24)



環境効率指標（EEI）

経営指標とOPIを関連づけた指標：環境効率性を表わす指標

（第三次環境基本計画の総合的環境指標も参考にし、最近の研究成果を反映する。ただし、一つの方式に限定しない。事例を紹介する。）

【拡大するEPIのバウンダリーへの対応】

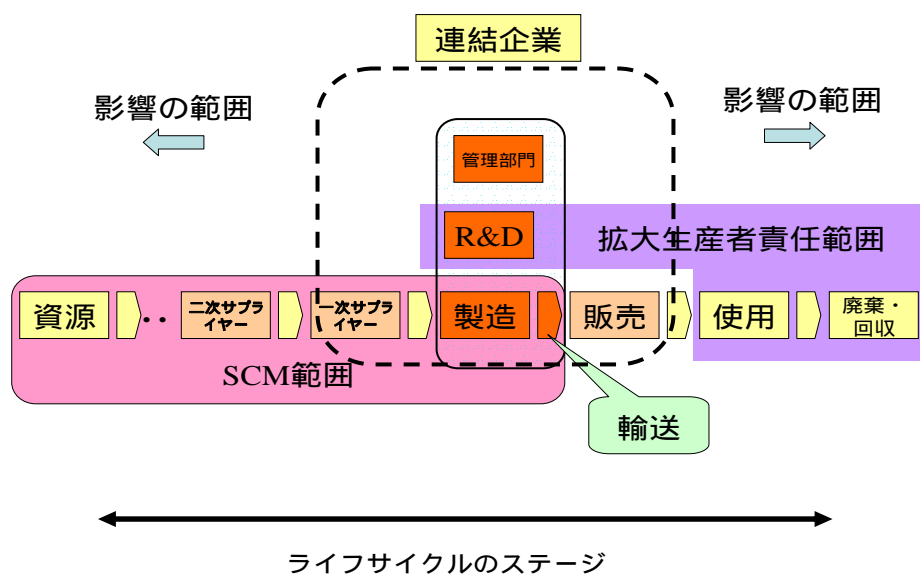
「直接的に管理可能な範囲」(最大：連結の範囲)と「強い影響力をもつ範囲」(資本関係の有無を問わない)については、本文のSCMにてその「方針」を明記する。

バウンダリー問題は「本編」マターなるも、EPIにも影響するためWGでも議論しておく。

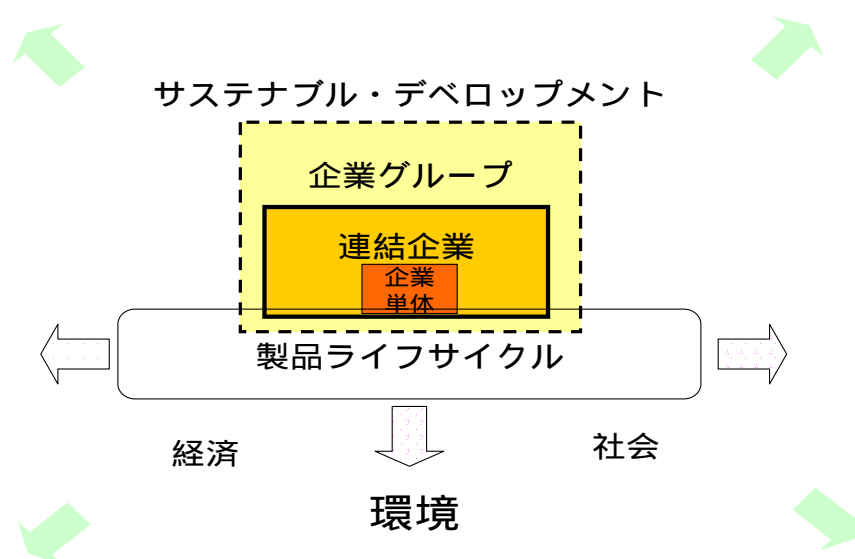
バウンダリーの実態はデータ収集範囲であるが、これを環境負荷の100%把握をすべく拡張する。

これはMPIの「全体カバー率」と関係する。また、サービス業に対応する図も検討する。

図表 環境経営の考え方により広がる「報告範囲」のバウンダリー



参考図表 拡大する「企業の持続可能性に対する責任」の範囲



(資料)環境省「平成16年度環境パフォーマンス指標の Protokolに関する調査研究」

【OPIにおける「環境配慮分」の定義】

- インプット側の「環境配慮分」については、

現行EPIガイドラインでは言及されていないが、以下をイメージする。

- ・ 総エネルギー消費量：グリーン証書、再生可能エネルギーなどの量と割合
- ・ 総物質投入量：環境配慮の原材料・部品、再生資源などの量と割合
- ・ 総水資源使用量：事業エリア外からの再利用水などの量と割合

- アウトプット側の「環境配慮分」については、

現行EPIガイドライン（p22、p31、p32）を基に、コア指標（6）「総製品生産量又は総製品販売量」を「質的に補完するサブ指標」である「環境負荷低減に資する製品・サービス」の生産量や販売量を対象とする。

（環境負荷低減に資する製品）

「環境ラベル認定等製品」を把握するとあるが、「特に定まった定義はない。事業者が環境負荷低減に資する製品・サービスと評価するものを対象とする。」とされる。

例示として、グリーン購入法の「環境物品等」やエコマーク等の環境ラベル認定商品等をあげている。

（環境負荷低減に資するサービス）

サービスについては特段の説明がない。そこで、事業者の非製造業的機能から提供される無形のサービスや機能のうち環境負荷低減に意図したものを対象とする。

多様な業種で考えうるが、例えば金融業では環境配慮型金融商品、旅行業ではエコツアー、コンサルタント業ではEMSや環境会計の導入サービスがあり、その売上高ならびに総売上高に占める割合とする。

- 「環境配慮」の判断は事業者の独自基準によるが、**最低限必要な事項は『指針』に記載する。**

- ・ 事業者の独自基準に基づく定量的把握可能なものを対象とする。
- ・ 独自基準の考え方、根拠を明示する。
- ・ ガイドラインでは業種別（**非製造業を含む**）に例示する。

実際問題として、「環境配慮」の意味や基準は時代とともに変化するため比較可能性は担保されないが、報告時点で事業者の考える「環境配慮」を開示してもらう。

（注）

現行報告書ガイドラインでは、(24)「環境負荷の低減に資する商品・サービスの状況」に該当する。

【マネジメント・パフォーマンス指標：MPI】

(注)

全体に、「将来計画」の記載を求める。

原則として、MPIのいずれの項目も「全体表示」と「相対表示」を求める。

下線は、現行EPIガイドラインに対する新規項目を示す。

表中の「指標レベル」はチェックリストとして別途参考資料とするが、便宜的に示した。

MPIの「指標レベル」は暫定とし、後日実務的に記入して最終的に適否を判断する。

MPI	指標レベル				現行の環境報告書 ガイドラインの項目
	法的 制度	全業 種共 通	業 種別	自 主的	
<p>(1)報告範囲と全体カバー率</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>報告範囲の売上高(生産量、販売量)ならびに全体に占める割合</u> ◆ <u>報告範囲のエネルギー使用量が全体に占める割合</u> <p><i>報告範囲の採用理由・根拠 具体的データは会社・サイト件数、エネルギー使用量、EMS 認証数、環境研修人数等</i></p>					新規
<p>(2)環境マネジメントシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境マネジメントシステム(EMS)構築事業所数やISO14001やEA21など認証取得件数、<u>そのカバレッジ</u> ◆ ◆ 環境保全に関する研修の実施回数と受講人数 ◆ 環境監査の種類毎(内部環境監査、外部環境監査)の回数 					(4) 事業活動における環境配慮の方針 (8) 環境マネジメントシステムの状況
<p>(3)環境の規制遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 違反件数、事故件数、罰金額 ◆ <u>上記の原因と対処</u> 					(12) 環境に関する規制遵守の状況
<p>(4)環境会計情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境保全コスト ◆ 環境保全対策に伴う経済効果 					(7) 環境会計情報の総括
<p>(5)環境配慮の金融情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>持続可能性に寄与する融資・投資の方針と実績を示す指標</u> 					新規

・(事業会社と金融機関)金額と割合				
<p>(6)サプライチェーンマネジメント等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境・社会に配慮したサプライチェーンマネジメントの方針、目標、計画等の概要 ◆ 環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの実績等の概要 				(9) 環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況
<p>(7)グリーン購入・調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ グリーン購入の方針、目標、計画 ◆ <u>グリーン購入基準(品目と内容)</u> ◆ <u>グリーン購入の相手先</u> ◆ 環境配慮型製品・サービス等の購入量又は金額 ◆ 低公害車、低燃費車の導入台数 <p>(注) 上記(6)SCMと異なり、購買部などが行う通常の購入・調達形態のものをイメージする。</p>				(23) グリーン購入の状況及びその推進策
<p>(8)環境保全のための技術、製品・サービスの環境配慮設計等の研究開発、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 省エネルギー基準適合開発製品数 ◆ 解体、リサイクル、再使用又は省資源に配慮した設計がされた製品数 ◆ 主要製品のライフサイクル全体からの環境負荷の分析評価(LCA)の結果 ◆ 環境適合設計等の研究開発に充当した研究開発資金 				(10) 環境に配慮した新技術等の研究開発の状況
<p>(9)輸送における環境負荷の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>荷主責任としての自社分と委託分</u> ◆ 物流全般における環境負荷提言対策の方針及び計画の概要 ◆ 総輸送量及びその低減対策 ◆ 輸送に伴うCO2 排出量及びその低減対策 				(22) 輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策
<p>(10)環境負荷低減の達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 長期目標及びその推移 ◆ 当期及び次期対象期間の目標 ◆ それぞれの目標に対応した計画 ◆ 取組の状況 ◆ 報告対象期間の環境負荷の実績 ◆ 取組結果の評価分析 				(5) 事業活動における環境配慮の取組に関する目標、計画及び実績等の総括

<p>(11) 生物多様性への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>生物多様性への対応の方針</u> ◆ <u>所有するFSCの森の面積</u> ◆ <u>生物多様性のある土地面積</u> ◆ <u>利用するMSCの量</u> ◆ <u>アセスメントや開発時の配慮の実績(例示)</u> ◆ <u>緑化・植林、自然修復面積</u> 				新規
<p>(12) 環境コミュニケーション、パートナーシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境報告書又はサイト単位の環境レポートを発行している事業所の数 ◆ 環境関連展示会等への出展回数 ◆ 顧客からの問い合わせ件数 ◆ 環境関連広告・宣伝件数 ◆ <u>ステークホルダー・エンゲージメントの実施と対応の状況(本文にて解説する)</u> ◆ 地域社会に提供された環境教育のプログラムの実施回数・参加人数 ◆ 地域社会と協力して実施した環境・社会的活動の回数・参加人数 ◆ 利害関係者と協力して実施した、上記以外の活動の回数・参加人数 				(11) 環境情報開示、環境コミュニケーションの状況
<p>(13) 環境の社会貢献活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境保全を進める NPO、業界団体等への支援額、物資援助額 ◆ 従業員の有給ボランティア活動の延べ参加人数 ◆ 環境保全活動に関する表彰数 ◆ 自社が関与している財団等の助成実績等 				(13) 環境に関する社会貢献活動の状況
<p>(14) その他</p> <p><u>環境配慮型の無形のサービス・役務等</u></p> <p><u>その他</u></p>				

【オペレーション・パフォーマンス指標：OPI】

(注) 全体に、「将来計画」の記載を求める。下線は新規を示す。

OPI	指標レベル				現行の環境報告書 ガイドラインの項目
	法的 制度	全業 種共 通	業 種別	自 主的	
(1)総エネルギー投入量(ジュール) ・投入エネルギーの内訳 <u>(環境配慮の内訳)</u> ・再生可能エネルギー利用の状況					(14) 総エネルギー投入量 及びその低減対策
(2)総物質投入量(トン) ・資源の種類別投入量 ・投入時の状態 <u>(環境配慮の内訳)</u> ・再生資源利用の状況					(15) 総物質投入量及びそ の低減対策
(3)水資源投入量(m ³) ・水源の内訳 <u>(環境配慮の内訳)</u> ・再生水資源利用の状況 ・ 事業者内部での水の循環的利用量(立方メー トル)(冷却水の循環は除く)					(16) 水資源投入量及びそ の低減対策
(4)総製品生産量又は総製品販売量(トン) ・重量以外の単位による生産量又は販売量 ・容器包装使用量 ・ 製品群毎のエネルギー消費効率 <省エネ法> ・ CO2 排出総量(当年出荷製品全体について 推計)(トン-CO2) ・ 製品群ごとの再使用・再生利用可能部分の 比率(%) (製品の回収及び再使用・再生 利用のためのシステムが社会的に存在し ていることを前提とする。熱回収可能部分 がある場合には分けて計上する。) <資源 の有効な利用の促進に関する法律(資源有 効利用促進法)等>					(19) 総製品生産量又は 総製品販売量 (24) 環境負荷の低減に資 する商品・サービスの状況

<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な製品及び商品並びに容器包装の回収量（トン） ● 回収した使用済み製品、容器・包装の再使用量、再生利用量、熱回収量及び各々の率（トン、％） <p>（環境配慮の内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷低減に資する製品・サービス等の生産量又は販売量 ● 環境ラベル認定等製品の生産量又は販売量 				
<p>(5) 温室効果ガス排出量（トン-CO₂）等の大気への排出量</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 京都議定書対象 6 物質の排出量 < 温対法 > ● 排出活動源別の内訳 ● 京都メカニズムを活用している場合には、その内容、削減量 <p>（(4)を参照し、出荷製品全体に係わる CO₂ 排出量の推計値を合わせて報告することが望ましい。）</p> <p>（大気への排出）< 大防法・ダイオキシン特措法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 硫黄酸化物（SO_x）排出量（トン） ● 窒素酸化物（NO_x）排出量（トン） ● 排出規制項目（SO_x、NO_x、ばいじん、ダイオキシン類等）排出濃度 				<p>(17) 温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策</p>
<p>(6) 化学物質排出量・移動量（トン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PRTR 対象物質排出量・移動量 ● その他管理対象物質排出量 < PRTR 法 > ● 有害大気汚染物質のうち指定物質（ベンゼン、トリクロロエレン、テトラクロロエレン）排出濃度（最大濃度： < 大気汚染防止法 > ● ストック汚染（土壌・地下水・低質（ダイオキシン類）汚染状況） < 土対法・ダイオキシン特措法 > ● その他の環境リスク（化学物質保有量） （PRTR 法が対象とする物質、有害大気汚染物質、PCB 等） < PRTR 法、大気汚染防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法） > 				<p>(18) 化学物質排出量・移動量及びその低減対策</p>
<p>(7) 廃棄物等総排出量（トン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物等の処理方法の内訳 ● 廃棄物の発生抑制、削減、リサイクル対 				<p>(20) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策</p>

<p>策に関する方針、計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 拡大生産者責任に対する対応 事業者内部で再使用された循環資源の量 (トン) 事業者内部で再生利用された循環資源の量 (トン) 事業者内部で熱回収された循環資源の量 (トン) 				
<p>(8) 廃棄物最終処分量 (トン)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等総排出量の主な内訳 有価物 一般廃棄物 産業廃棄物 うち特別管理産業廃棄物 				(20) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策
<p>(9) 総排水量 (m³)</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水先の内訳 排水の水質 <p>(水域への排出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 窒素、磷排出量 (トン) < 水質汚濁防止法 > 排水規制項目 (健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類、トリロメタン生成能) 排出濃度 (最大濃度: (mg/l、pg-TEQ/l) (項目ごとに測定) < 水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法 > 				(21) 総排水量及びその低減対策
<p>(10) その他</p> <p>騒音、振動 (デシベル) < 騒音規制法、振動規制法 ></p> <p>悪臭 (最大濃度 (mg/l) 又は臭気指数) < 悪臭防止法 ></p>				

(以上)